

現場代理人の兼任に係る手続き(フロー図)

	受注者	契約課	工事担当課 【これから兼任をしようとする工事】	工事担当課 【すでに従事している工事】
指名競争入札通知 または公告		②指名通知または公告に 兼任可能か記載	①現場代理人の兼任を可能 とするものを指定	
入札	③入札参加者は、現場代理人を兼務する 場合、入札参加前にすでに従事している 工事の担当に兼務可能か確認			
兼任の可否審査	④落札者は、すでに従事している工事の 担当に兼任届に確認印をもらう(県等との 兼務になる場合は、発注機関に兼任届の 承認欄を記載してもらう)			⑤現場代理人兼任届(2部のうち1部は確 認印を押印後業者へ返却)、連絡員配置 届(既に従事している工事用)を受理
	⑥兼務が3件になる場合は、⑤で返却さ れた現場代理人兼務届に、もう一方の 工事の担当から確認印をもらう(県等との 兼務になる場合は、発注機関に兼任届の 承認欄を記載してもらう)			⑦現場代理人兼任届(2部のうち⑤で返却 され、すでに確認印がある1部は確認印を 押印後業者へ返却)、連絡員配置届(既に 従事している工事用)を受理
	⑧契約書類と一緒に現場代理人の兼任 届(確認印あり)と連絡員配置届(これから 兼任をしようとする工事用)を提出	【受理】		
		⑨契約の起案文と一緒に 兼任届及び連絡員配置届 を綴り合議	⑩兼任届及び連絡員配置届の内容を確 認	
契約締結	【受理】	⑪兼任を認め、契約書の控えを 返却		